



国際ロータリー会長  
ジョンF.ジャーム

# Nagai Rotary Club



## 長井ロータリークラブ



### Weekly report

長井ロータリークラブ会長	高橋 勇喜知	第2800地区ガバナー	長谷川 憲治
長井ロータリークラブ幹事	齋藤 圭 央	第6ブロックガバナー補佐	今 良明
パストガバナー	渡部 保太郎		
例会日	毎週火曜日 12:15~13:15	例会場	タスパークホテルTel0238-88-1833
事務局	長井商工会議所内 Tel0238-83-2047	会報委員	大道寺 信・大滝 徹・浅野敏明・土屋茂樹

URL: <http://www.nagai-rc.jp>

四つのテスト 1 真実かどうか 2 みんなに公平か

平成28年9月27日(火曜日) 第2, 679回

【月間テーマ】 基本的教育と識字率向上

E-mail: [info@nagai-rc.jp](mailto:info@nagai-rc.jp)

3 好意と友情を深めるか 4 みんなのためになるかどうか

<例会報告NO.11>

会員卓話 那須 修 会員

#### ☆会長挨拶 (高橋勇喜知 会長)



先週の火曜日、新しいロータリーという前段で楽しい理事会を目指して、夜の理事会を開催しました。通常の30分程度の時間では話せる内容ではないとの判断で夜に開催しました。今後のロータリーの在り方等々オブザーバーも含めていろいろ議論をさせて頂きました。内容については、追ってクラブフォーラムの開催も段取りさせて頂きますので、その折に皆さんから理事会の考え方をご検討頂くことにしたいと思いますので、宜しくお願いします。

最近、仕事が忙しくて悲鳴が上がっている状況です。若い人の数も減ったのがありますが、なぜ忙しいのかなと思っています。仕事があるのは良いことですが、社員も悲鳴が上がっている状況で、日曜も仕事をしており気の毒に思います。私どもの

業界、建設業も含めてですが、仕事に関わる人の職種別に値段を決めています。震災前の10年間は、一般普通作業員の値段が1万1千円の時代があったが、そのとき会社に力がなくなって新しい社員を登用できなくなった。それが今現在、職人、若い人がいなくなっていることになったのではないかと考えている。もう一つは、長井工業の環境システム科の廃止になったのが、大きく影響しているのではないかと考えている。また、若年層の方々が優しくなって、いわゆるガッツのある人がいなくなってきたこともあるのではないかと思う。ロータリーも青少年奉仕を一つの柱にしているので、絵に描いた餅にならない活動が必要であると考えます。

#### ☆幹事報告 (齋藤圭央幹事)



- ・先日行われてソロプチミスト長井のチャリティー大会のお礼状が届いています。
- ・山形西ロータリーの創立60周年記念式典の案内が届いています。
- ・10月9日の地区大会9名の参加となっています。
- ・早退届  
前田 昌信 会員

## ☆委員会報告

- ・プログラム委員会 塚田弘一委員長  
10月のプログラムが報告された。

### <ニコニコ BOX>

- ・高橋勇喜知 会長  
那須修先生、卓話をいやいや引き受けてくれて、ありがとうございました。
- ・五十嵐順子 会員  
那須さん卓話お疲れ様です。

### <表彰>

- 9月在籍年数表彰  
・伊藤克也 会員 12年

## ☆会員卓話 (那須 修 氏)



- ・司法書士をしていますが、最近相談の多いのが遺産相続と離婚に関することである。今日は、遺産相続について話をします。
- ・相続とは、亡くなった人（被相続人）が残した財産（遺産）を配偶者（妻・夫）や子供、あるいは孫など（相続人）が受け継ぐこと。
- ・相続する場合は何をするか。1. 遺言書の有無の確認 2. 遺産の調査 3. 相続人の確認 4. 相続の承認又は放棄の決定 5. 遺産の分割協議 6. 遺産承継手続や相続税の申告、各種届出である。
- ・遺言書の確認は、亡くなった方の意思を確認するために必要である。種類は、自筆証書遺言と公正証書遺言がある。
- ・遺産には、プラスの遺産（土地、建物、現金、預貯金等）とマイナスの遺産（借金、損害賠償責任等）があり、事業をし

ていた方は保証債務等があるか気を付ける必要がある。

- ・相続人は、第1順位が配偶者と直系卑属（子）、第2順位は配偶者と直系尊属（父母）、第3順位は配偶者と兄弟姉妹となる。
- ・相続人が配偶者との場合、相続人に子がいない場合、相続人に子も親もいない場合などのケースに応じて相続人の確定や配分割合が決定される。
- ・相続人になったら、相続の承認又は放棄を3か月以内に決定する必要がある。その場合、単純承認、相続放棄、限定承認ができるが、プラスが多い場合は問題ないが、マイナスが多い場合は相続放棄を選択できる。
- ・相続人が確定したら遺産分割協議を行うことになるが、法定相続分に関係なく、決めることが可能。分割協議が困難になるケースとしては、子どもたちの仲が良くないことや、相続人に行方不明者がいることなどがある。
- ・もし万が一遺産分割協議が困難になることが予想される場合は遺言を残すことをお奨めする。
- ・財産が承継することが決まったら、土地建物の相続登記や預貯金の名義変更などの承継手続が必要である。また、相続開始から10か月以内に相続税の申告や各種届出が必要となる。

## ☆次回例会予定

10月4日 ゲスト卓話

長井市市史編纂専門委員 高井 耕次 氏

## ☆出席報告

9月27日 例会 報告者： 大滝徹 会員

	会員数 (免除)	出席数 (免除)	出席 率	MU 数	修正 出席数	修正 出席率
本 日	27(1)	22(1)	81. 48%			
前 回 (9/20)	27(1)	20(1)	74. 07%	1	21(1)	77. 78%
前々回 (9/11)	27(1)	9(1)	33. 33%	2	11(1)	40. 74%